

## 興福寺所蔵「興福寺権別当次第」

歴史研究室

興福寺所蔵の書跡・古文書の調査は、従来から継続中であり、そのうち第1函から第40函までについては『興福寺典籍文書目録 第1巻』(1986)として目録を刊行した。年報において、ここ数年興福寺所蔵史料を掲載しているが、今回は第15函55号にあたる「興福寺権別当次第」を紹介する。

まずこの「興福寺権別当次第」の体裁であるが、巻子本の小本で、楮紙の料紙の紙背にいすれも書状の上半または下半が存することからわかるように、書状の横中央で半截したものを貼りついで、権別当歴代が記されており、それに朱書注記が加えられている。寸法は、縦15.1cm、全長94.5cm(4紙貼継ぎ)で、巻末にやや縦寸法の短い紙を補い奥書が書かれている。軸はない。なお、各紙継目裏に花押が存する。

ところで「権別当次第」は権別当初任である孝忠から実源にいたる23代の権別当をほぼ年代順に記載する。実源よりあとに書かれている済尋と乗範については、済尋は、挿入符と傍注「白川」の存在から、長昭と隆禪の間にはいることは明らかであり、また乗範は「不知其時分、同不知住所」との傍注があるが、興福寺に所蔵されている重要文化財の「興福寺別当次第」等を参照するに、定宗と印寛の間にはいり、後宇多天皇の時期にあたる。

この「権別当次第」は、奥書によれば宝徳2年(1450)9月に大法師某により書写されたことがわかる。そして当本には継目裏花押が存するが、そのうち巻首の継目裏花押は半額のみ存しており、それは第15巻54号「興福寺別当次第略本」の巻尾と接続する。両者は本文も同筆であり、したがって「別当次第略本」にひきつづいて「権別当次第」が宝徳2年に書写されたことがわかる。またこの「別当次第略本」「権別当次第」共通の紙継目裏花押は、「権別当次第」奥書の花押と同一である。そこでこの花押の主が誰であるかが問題であるが、花押がよく似ている人物として尋尊があげられる。尋尊の花押とは最後のはねの部分で異なるが、「大法師」とあることについては、『大乗院寺社雜事記』(宝徳3年正月)の「一、心経会始行、自当年始而幡出之、于時大法師最末也」とあることからみて、この花押は尋尊に当てよいかと思われる。そうすれば、康正2年(1456)の尋尊別当補任に先立つ6年前に「別当次第略本」と「権別当次第」を書写したことになる。権別当に任じられたものは概ね別当に補任されるのを通例としたが、この「権別当次第」記載の権別当歴代は、権別当初任の孝忠以下、権別当に任じられたものでなんらかの事情で別当に就任しなかったものを書き出しており、「別当次第略本」が別当歴代のみを記しているのと対をなすものであろう。

なお「別当次第略本」も、書状等を半截してつくった横切紙の紙背に書かれていることや、紙継目に裏花押の存することは「権別当次第」と同様であり、朱書注記も存する。但し巻首は欠けており、8代別当孝忠から、宝徳2年に別当に任じられた「当今」良雅までを収録してい

る。法量は縦14.5cmで、13紙貼り継がれている。

なお以上の2点と同筆と考えられるものに、第15函11号「興福寺寺務権別当次第」がある。これは別当、寺務・執行及び権別当について、初代慈訓から文明15年（1483）2月宣下の政覚まで書きついだものである。この筆跡は別当教玄・権別当光政の時期までは、2点と同一であることは明らかであるが、それ以後の尋尊の代から以後は筆跡が速筆となり、巻末まで一気に書きたしている。したがって、この「寺務権別当次第」もそのほとんどが、尋尊別当補任直前に書かれたもので、「権別当次第」「別当次第略本」と関係が深いものと考えてよかろう。但し「寺務権別当次第」は縦紙（縦27.5cm）に書かれており、上部2条、中央2条、下部1条の押界線があることや紙背文書・紙縫目裏花押がないことなど、他の2点とは体裁は異なっている。

以上の3点は、その記載は重文の「興福寺別当次第」に比しては簡単であるとはいえ、人名、補任日、系譜などに異なる点もあり、興福寺別当・権別当の歴代を考えるうえで貴重な史料であるが、今回はそのうち「権別当次第」について、その全文を掲げた。  
(綾村 宏)

上 右：興福寺権別当次第（巻首），中：同（巻末），左：同（奥書）  
下 右：興福寺寺務権別当次第（巻首），左：興福寺別当次第略本（巻末）

